

論 文

中日文化比較研究の立場で中国の法文化を見る

——中国契約法の基礎理論を中心に——¹

王 曉 明

東北大学秦島皇分校語言学院講師・広島大学大学院文学研究科博士後期

A Study of Chinese Law Culture from a Comparative Perspective of
Sino-Japanese Culture Based on the Theory of Chinese Contract Law

WANG Xiaoming

Abstract: The contract law issued by Chinese government in 1999 marked its turning point from planned economy to market economy. Since 1999, the Chinese economy has steadily increased, and the GDP of China has since surpassed that of Japan, ranking the second in the world. In such a complex system of the Chinese economy and the world's complicated economic environment, it is important to evaluate the contract law, especially from the perspective of Chinese and Japanese studies. This study intends to shed light on how the fusion between socialist culture in China and capitalist culture in Japan brought about the contract law, in order to analyse Chinese culture in depth and promote understanding of the Chinese legal culture.

Keywords: contract law, socialist culture, law culture, market economy

はじめに

統一民法典をもたない現代中国では、改革開放政策以来、単行法としての契約法3種（経済契約法、涉外経済契約法、技術契約法）を制定して、当面の市場経済活動に対処してきた。その後、1999年には、3つの契約法を統一して、新しい契約法（以下「契約法」と称する）を制定して今日に至っている。

この「契約法」は、契約法理論的には、古典的社会主义契約理論（計画経済体制）を修正して、近代資本主義契約理論（その最大の特色は「契約自由」の原則）を最大限に採用した。その結果、社会主义的市場経済をいっそう促

進することが期待されている。しかし、欧米先進諸国では、「近代契約の死」と唱えられているように、すでに古典的な近代契約理論を反省し、逆に「契約の社会化」の方向性を模索している現状にあるなかで、中国契約法が契約自由原則によって、社会主義市場経済の土壌に再生しようとしていることは、かえって斬新的であり、世界的にも注目されるべき立法現象である。

しかしながら、この「契約法」には、まだ社会主義契約理論が少なからず残存している。この点、近い将来における中国民法典の完成に向けた、重要な検討課題である。本論文では、さしあたり中国「契約法」の基礎に流れる契約理論（計画契約から自由契約へ）の変遷を検討する。

1. 中国における契約理論の変遷

1.1. 古典的社会主義契約理論（計画契約）

中国は、当初、古典的な社会主義契約法理論に従った。そこで、この契約理論から紹介する。

(1) 社会主義とは

「社会主義」社会を一言で定義すれば、「共同の生産手段で労働し、自分たちの多くの個人的労働力を、自覚的に一つの社会的労働力として、支出する自由な人々の結合体である」。あるいは、「一つの計画に基づいて全国の生産を調整し、労働時間の社会的に計画的な配分を行う社会である」。これは、マルクスが想定した社会主義経済の純粋な計画経済を意味している。

純粋な計画経済の特徴として、ブルス氏は、「社会主義における政治と経済」の中で、経済における意思決定の角度から4点を掲げている。すなわち、①個人の消費構造や職業の選択などを除き、すべての経済決定について、単一中央レベルで意思決定がなされること。②下レベル（企業）の計画は上位レベル（主管機関・中央）の計画に従属し、また、中央レベルと企業には、垂直的関連が優位を占めて、企業相互間の水平的関連が計画実施上の純技術的手段的な性格しか持たないこと。③上から下への情報伝達は命令で行うこと。④貨幣ではなく実物を単位とする計画編成と経済計算とが優位を占めていること、の4点である。

(2) 契約の公法性

ロシア革命を主導したレーニンは、『マルクス主義と修正主義』という本の中で、「われわれは私的なものを承認しない。われわれが目的にする経済領域の

一切は、公法の範疇に属する」と述べており、古典的社会主义契約法においては、契約自由の原則よりも計画契約に基礎付けられることを強調している。

中国における社会主义民法（契約法）の特徴は、民事関係に対する国家関与原則を実行しなければならない。民事領域は「私的自治」の範疇に属することを承認しない。これは、民法が「私」と「私」の関係を調整するのみならず、「私」と「公」および「公」と「公」の関係も調整しなければならないためであり、公共の利益に必要な応えるため、国家は民事活動・民事関係に対して関与していかなければならないとなっている。

こうして、中華人民共和国建国の初期は、マルクスの社会主义経済理論に従って、市場メカニズムを排除したいわゆる集権的計画経済体制をとったのである。そして、社会主义民法は、契約当事者の意思の優位性が後退し、その代わりに計画（国家全体的の意思）原則という公法原理が支配し統制している。古典的社会主义契約理論は、私法としての性格を弱め、より公法的な性格を強く有しているのである。

（3）契約への国家関与

古典的社会主义契約理論の最大の特徴は、国家・行政機関が契約を監督・管理する点にある。このように国家行政に拘束される契約のことを通称「計画契約」という。

社会主义国では、国防、国家重点建設および国家戦略分野において、国家計画に基づく必要な物質を確保することが要請され、その手段として国家の指令に基づき、国家が企業・経済組織と契約を締結する方式がとられる。すなわち、社会主义における契約制度は、国の経済計画の準備、具体化および実行を行うためのものである。したがって、国家行政機関による契約の締結および履行に対する管理は不回避である。また、国は金融機関を通じて信用管理と決済管理の履行を監督する。契約に国家が関与するのである。

行政上の行為による契約（指令性計画に基づく契約）の当事者は、二者という平面的関係ではなく、国家の参入により、三者関係という立体的構造になっている。しかも、国家利益は見落とすことのできない重大な利益考慮の対象になっている²。

（4）契約解除の不自由

加えて、古典的社会主义契約の特徴のもう一つは、いわゆる「現実履行の原則」である。すなわち、履行前、双方とも現実履行の義務を負う。協議に

よる変更または解除ができない。債務不履行後、債務者は違約金を支払い、損害賠償としても、債務の現実履行義務は免れない。また債権者は給付を受領する義務がある（「生産物供給契約暫定基本条款」第38条、40条など）。契約は国民経済計画を実現するために重要な手段であり、契約の不履行は国家ひいては国民全体生活に重大な損害を及ぼすと考えられる。すなわち、契約解除の自由がないということである。

この原則によって契約双方の当事者は、契約に基づいて完全履行義務に拘束されるだけでなく、国家に対して現実に契約を履行しなければならない義務を負うことになる。契約は、個人法益を実現するための手段ではなく、社会主義体制の擁護の手段、すなわち、国家第一主義として意義づけられているのである。このような厳しい「現実履行の原則」に対して、契約責任を免れようとする契約当事者の側からいえば、契約の無効規定を濫用して、責任を逃避する傾向も指摘できる。

1.2. 修正的社会主義契約理論

1979年に経済体制改革（改革・開放政策）に踏み切った中国は、建国時に完全に否定した欧米型の資本主義原則と国家の計画原則の融合を図ろうとした。前述の「計画的商品経済」という有機的結合概念がそれである。

(1) 計画的商品経済

計画的商品経済主義とは、具体的には、次のようである。指令性³以外の生産物の生産と流通については、当事者自由の意思の原則が適用される。経済領域には、指令性計画の指導を受ける領域と完全市場調節に任せる領域がある。後者は、経済改革以前はほとんど存在しなかったが（計画すべて指令性計画である）、今は後者が主導的な経済形態になっている（完全市場調節に任せる領域が急速に拡大している）。

完全市場調整に任せる契約関係は、古典的私法あるいは契約自由の原則が妥当する関係である。改革開放以後の3つの契約法も、完全な契約自由を認めたわけではないが、次第にそうした方向性を強めてきた。

たとえば、改革開放政策後の「経済契約法」第11条は、「国家の指導的計画に属する製品と項目の経済の取引においては、国家がおろした指標を参照し、該単位の実情を結び合わせて経済契約を締結する」と定められている。また、「工業・鉱業生産物購入販売解約条例」（1984年）も同旨の定めをしている。ここでの指導計画は方向予測的性質のものであり、企業に対して

法的拘束力を持っていない。国は、価格、税収、賃金、財政補助などの「経済的テコ」によって国家経済計画を実現するように誘導するだけのことである。

社会主義経済組織は、あくまでも自由意思に基づいて、市場変化に応じて自由に契約を締結することができる。そこには指令性計画に基づく契約強制は存在しない。また、指令性に基づく契約の内容決定も存在しない。契約を締結するかどうか、だれと契約するかは自由を有するのである。

(2) 計画契約の残存

こうして、現代中国では、かつての計画経済体制と異なり、国家の指令性に基づく契約に対する計画管理システムは、国家による商品購入契約方式⁴に取って代わるようになり、物品購入価格決定の自由度が高まるとともに、国家も生産企業の生産条件を保証せず、旧来の契約の無限連帯責任は緩和させるようになった。しかし、一方では、軍需工事、重点建設及び国家の戦略的備蓄の要請を保証するため、国家により下達される指令に基づく任務または国家による商品発注任務を、契約自由を口実に自ら回避することが許されない。依然として、契約は国家の指令に基づく任務を遂行する重要な手段であることが強調されてきた。

この点、前の「経済契約法」⁵の「解釈」では国家工商行政化管理局は、計画契約（契約の監督・管理）と自由契約の関係について、次のように述べている。「自由は相対的なものであり、絶対的な自由がない。契約の自由もまたしかりである。（中略）契約の監督管理は行政が契約の自由に干渉する具体的であるが、それは契約の自由を根本から否定もしくは取り消すものではなく、契約自由の濫用を制限し、契約自由の原則に存在する欠陥を取り除くため、契約を利用して国家利益、社会の公共利益および他人の合法的權益に損害を及ぼすに打撃を加え、契約を締結する一方当事者の自由と相手の自由、他人の自由を協調一致させ、平等、公正の観念と協調一致させ、公序良俗と協調一致させるものである。（注略）契約の監督管理により契約自由原則に新たな息吹を吹き込み、真の意味での契約自由を実現させることができる。当然のことながら、契約の監督管理により、契約自由に対して、必要な限度で制限を加えるものであるが、その限度は、契約自由の濫用を制限すると同時に、契約当事者の自主性及び積極性を束縛しない範囲内に限られなければならない。」

要するに、改革開放後もしばらくは、「計画契約」理論が色濃く行政機関に大きな理論的影響を残し続けてきた。換言すれば、商品経済による契約自由と計画統制の矛盾が生じていたのである。たとえば、「全人民所有制工業企業法」（1988年4月）によれば、企業は自ら物資供給単位を選択し生産に必要な物資を購入し、生産した製品を自ら販売する権利を有すると定められている（第24条）。しかし、他方では、契約内容について、「経済契約法」によれば、県及び県以上各人民政府工商管理機関は法によって経済契約の内容を監督する（第44条）。国家の経済政策による一定の制限が存在していた。

（3）契約自由原則との共存

1993年「中華人民共和国契約法」（経済契約法）が改正され、国家の利益に損害が及ばない（国家計画の執行に影響を与えない）かぎり、契約を変更または解除することができるようになった。また、契約違反の場合に債権者が履行の継続を望まないときは、債務者に違約金または損害賠償金を請求して契約解除できるようにした。このように、国家計画が許容する範囲での「契約解除自由の原則」を認めるに至った。こうして、古典的社会主义契約が変容し、公法的規制から離れ、計画契約と自由契約の両方が並存する形になったのである。

1.3. 資本主義契約理論（契約の自由）

（1）近代市民社会理念

契約自体の概念は歴史的であり、近代契約も、ローマ法上の契約、中世の封建契約と対比したうえで、その特色を明らかにしなければならないのだが、その特色はたしかに「契約の自由」である。こうした近代契約の特色は、理念的には、諸個人の「独立・平等・自由」を念願とする近代市民社会理念に基づいており、経済構造的には、近代資本主義経済社会を維持発展させようとする制度設計（法システム）である。

①個人の独立性

近代社会理念⁶が想定する「諸個人の独立」とは、「近代市民とは、封建社会的な諸拘束から解放された存在であり、権力・社会・他人などに束縛されることなく、個人として尊重されるべきである」という、近代社会におけるあるべき人間像を意味している。封建社会では、権力・身分・慣習などにより、人間関係・社会関係が諸々に規制されていた（ルソーの「鉄の鎖」理論）。たとえば、封建社会の活動規制としては、親方・職人・徒弟（都市の生

産活動)、領主・農民(農村の生産活動)の対立などがあつた。

この点、近代社会では、私たち個人(市民)は、封建的な関係から生じる諸拘束を受けない「独立した」存在のはずであると、当時の啓蒙思想家が考えたのである。

②個人の平等性

「諸個人の平等」とは、封建的諸拘束から解放され、法的に独立した主体となった諸個人は、この近代社会で共同生活を営むことになる。その場合、各諸個人は、法的に平等な立場にあるにちがいない。従来から、人間社会には、門戸、血統、学歴、性別などの差別化基準が少なからず存在した。しかし、そうした差別基準は、前近代的であつて、普遍的な基準ではない。人間は法の下に平等な存在であると考えたのである。

③個人の自由性

また、「諸個人の自由」とは、近代社会に生起する各個人は、独立し平等な存在であるからこそ、社会生活において各人の自覚に基づいて、自由な行動が保障されてしかるべきである。国家や他人からの規制や指図を受ける必要はない。各人の自由意思に基づく自由な行動によって、社会は必然的に秩序が維持できるはずであると考えた。近代契約理論の背景には、こうした社会理念としての人間像が想定されているのである。

近代市民社会理念は、近代資本主義社会の特質とも対応する。すなわち、資本主義社会とは、市場経済において、①個人の「利潤獲得」を保障するために、②対等な「商品交換」のシステムに基づいて、③自由な「市場競争」が行われる経済体制を意味している。近代契約はそうした資本主義的市場原理を支える道具でもあつたのである。この理念により、自由な財産活動(商品の交換、労働力の提供など)が奨励され、私有財産制とあいまって、資本主義はいよいよ発展した。

近代契約法は、社会関係の自己形成過程において、各個人の自治規範として、各個人の創意を引き出すことによって、資本主義の発展に大きく貢献した。契約自由の原則は、現代社会において、法体系と国家制度の差異にも関わらず、契約法の中心的な原則になっている。契約の自由は、市場経済の下で、取引関係発展の基礎であり、市場経済に不可欠の条件である。

こうして、近代民法は、「近代市民社会の理念」を具体化するものとして、①法的人格の平等(権利能力平等の原則)、②私有財産の尊重(所有権絶対の

原則)、③私的自治の自由(契約自由の原則)、④自己・過失責任という、4つの基本原則を掲げた。私的自治の理念は、民法上、端的に「契約自由」の原則となつてあらわれる。

(2) 契約の自由

近代契約法の基礎には、たしかに「近代市民社会理念」(個人の独立・平等・自由)が脈々と流れている。近代法は、<過去>の封建社会的諸関係や<現実>の社会的諸条件・社会関係をなるべく排除して、個人の自由意思に純化した<理念>としての契約観をイメージしたのである。つまり、近代社会では個人の意思は最大限に尊重される。個人の経済社会活動も各人の自由意思に委ねられ、国家や法は最小限の干渉ができるにすぎない。

その特色を(一言でいえば)、「明確さ」と「厳格さ」である(英語では、これを sharp in, sharp out と表現する)。つまり、契約は自由な合意によって<明確に>決まる。そして、自由に決めたからこそ、<厳格に>守る義務(責任)が生じる。何を守るべきかについても、最初から<明確に>決まっている(あたかも当事者が覚悟して、固い「契約の箱」に出入りするように)。

売買を例にとって分説すれば、①当事者(売主と買主)が会合して、合意(申込と承諾の合致)すると、合意した時点で(契約書を交換しなくとも)契約が成立する。②そして、当事者の関係(販売条件)のすべてが、契約成立の時点で明確に決まっている。③したがって、(商品と代金をめぐる)履行段階のトラブルも、すべて最初の契約条件に従って解決すればよい。④最初の契約条件が不明な場合があれば、民法の規定(任意規定)で補充して、なんとか条件・内容を明確にする。近代契約法の役割は、個人意思の補充であり、強行法規としての役割・機能はほとんど認められない。

近代契約理論に則した立法例としては、1804年の「フランス民法典」の1134条が契約自由原則を取り入れた最初の立法と言われている。日本の民法典についていえば、たとえば、公序良俗(民法90条)、あるいは契約の成立(民法555条)規定に踏襲されている。それらは、市民相互の財産関係・人間関係の形成については、原則として、各人の自由意思(とくに契約)によって決められる。契約は、当事者の合意だけで成立し、特別の手続きを要しないことを宣言した条文といえる。

(3) 中国における契約自由

契約自由の原則が、社会主義の契約法の基本原則としてはじめて認められ

たのは、1978年の旧ユーゴスラビア債務法においてである。その後、中国でも、1986年「民法通則」第4条において「自由意志」（自願）の原則を定めた。その後、中国契約法でも、より積極的に「契約自由の原則」が採用されるに至った。

契約法の立法過程において、「契約自由の原則」がすんなり通ったわけではない。立法担当者、行政機関（国家工商管理局）には契約自由の明文化に反対意見が強かった。契約自由というブルジョア的な概念にアレルギーが強く、契約自願（自由意志）という表現にとどまった。しかし、契約法典は、計画経済体制を反映する旧法制の計画原理、統制法的内容を削除し、できるだけ市場経済の本質に合う契約自由原則と制度を取り入れてきた。契約自由という言葉を使わなかったが、制定された契約法典の内容を見ると、契約自由の原則が正式に確立されたといえる。

社会主義経済が、いかに修正的な商品経済体制を是認しようとも、基本的には資本主義経済とは次の点で大きく異なる。すなわち、前者はいわゆる「生産手段の公有」を前提とした商品経済であり、後者は「生産手段の私有」を前提とした商品経済である。生産手段の所有方式の差異は必然的に経済の管理方式に一定の影響を与える。これを法的側面から見れば、「私有財産制」を基盤とする契約自由の原則と「公有財産制」を基盤とする契約自由の原則とに区別されることを意味する。

社会主義契約法は公有財産制を基盤とするために、本来、いかに社会全体の共有利益を促進するかが目的となっている。中国契約法における契約自由の原則も、社会全体の共同利益の促進という前提のもとで、国家の経済政策によって許容されたものにすぎない。国家計画の指導という枠は、そこにあるわけである。

したがって、資本主義と比べれば、社会全体の共同利益という名目で、契約自由の原則に対する制限を行いやすい。また、生産手段の公有制は国家による市場コントロールに法的・経済的根拠を与えることができる。したがって、国家による市場のコントロールという面から見ても、社会主義における契約自由の原則は国家により統制しやすい。要するに、社会主義における契約自由の原則は政策的色彩が非常に強いのである。

2. 中国契約法の評価

2.1. 契約理論の現代性・新規性

中国契約法は、中国の市場経済に適合するための法律の基本的な枠組みを構築した、2世紀に跨る中国民法の重要な成果である。「三法鼎立」の状況にピリオドを打ち、改革開放以来の契約実務および司法解釈を総括し、同時に、世界の進んだ契約法の成果も摂取している。市場経済に共通する法則を反映したものであり、多くの課題を抱えながらも、時代精神に満ちた先進的で現代的な契約法体系である。国際経済社会の変革期における「現代契約」理論の集大成であると評価できる。

契約法の制定過程においても、先進諸国の成功した立法例を広範に参考している。たとえば、第60条2項が規定する「付随義務」と第92条が規定する「契約履行後の義務」は、先進諸国の判例法上の成果であるが、いままで法典に明文化されることはなかった。中国では、この判例法上の成果を積極的に規定した。また、法定代表者の「権限踰越行為の効力」に関する第50条（法人またはその他の団体の法定代表者が権限を踰越して行った行為は、その権限を越えることを知っていたかまたは知るべき場合を除いて、有効である）の規定は、実際の生活において企業法人が許可された経営範囲を超えて取引を行うという現状に対処するために創設された新しい制度である。

その他、建物に関する「厳格責任」を定める第282条は、フランスの民法に新設された直接訴権を参考にして設けられたもので、建物の欠陥により損害が生じた場合に厳格な製造物責任を適用するものである。

2.2. 契約法の独自性・現実性

契約法は、中国の国情に対応する独自のものである。契約法は転換期にさしかかる中国の特徴と社会生活の中で生じているさまざまな問題に対して、いろいろな法的な対応策を新たに定めている。

(1) 建設請負の厳格責任

建設工事の劣悪な品質（欠陥工事）により人の身体および財産に損害を及ぼすという深刻な問題に対する債権者保護の規定を設けている。すなわち、建設請負契約の締結は入札方式で行う（第271条1項）、発注者が一人の請負人に完成させるべき建設工事を分割して数人に請け負わせることを禁止する（第272条1項）、建設工事の構造主要な部分は請負人が自ら完成しなければならない（第272条3項）、請負人の原因により建設工事がその合理的な

使用期間内において身体および財産に損害を及ぼしたときは、請負人が損害賠償責任を負う（282条）、などである。

（2）借家人の優先購買権

不動産賃借人（借家人）の優先購買権は、賃貸人は賃貸の建物を売却するときは、売却前の合理的期間内に賃借人に通知しなければならない、賃借人が同一条件で優先して購買する権利を有する。借主は同等の条件でも購入する意思がなければ、貸主が第三者に売却することができる（230条）。

建物賃貸借については、既に、民法通則貫徹意見118項で借主の優先購買権を認めており、もし貸主が通知をせずに売却した場合は、借主は人民法院に売買無効の宣告を請求できると規定している。借主がこの権利を行使しないとき、229条によってもとの賃貸借契約は買主に当然に継承されるなどである。

（3）非典型契約の扱い

なお、特別法もない非典型契約（無名契約）についても、契約法の関係規定を準用する旨の条文が存在することは注目されてよい。すなわち、124条は「この法律の各則またはその他の法律に明文で規定されていない契約について、この法律の総則の規定を適用し、合わせてこの法律の各則またはその他の法律が定めているもっとも類似する規定を参照することができる」と定めている。有効に成立した無名契約に関して紛争が生じた場合は、まず契約の定めに従って処理し、契約の定めが明らかでないときは、典型契約に関する規定を類推適用することができる根拠を与えているのである。こうして、契約法は、現実の契約需要に対応するだけでなく、今後の長期間にわたってさらに発展する契約関係にも対応しようとしている。

終わりに

契約法は、経済発展と社会的公正との両面を考慮すること、消費者および労働者に対する法的保護を強調することに、その方向性を定めている。効率の向上に役立つことと生産力の発展を促進することを重視すると同時に、社会的モラルを擁護すること、消費者と労働者の權益を保護すること、および市場経済の道徳的秩序を守ることを重視している。

国家および社会の利益、消費者と労働者の利益を害することによって私的利益を得ることを許さない。消費者と労働者の権利に関するものは、すべて

かれらの利益保護を優先し、弱者保護の原則を貫いている。

たとえば、約款の規則方法（39条から441条まで）、免責条項の無効（第53条）、建物賃貸借契約における賃借人死亡後共同居住者の賃借権（234条）、割・販売契約において買主の未払い金額が代金総額の五分の一に達したときに売主がはじめて解除権を行使することができる（167条）、災害救助、貧困扶助などの社会的福祉または道徳上の義務たる性格を有する贈与契約は撤回できず、受贈者は強制執行を請求することができる（186条2項、188条）、などの規定を設けている。

たしかに、中国契約法は、近代的な契約理論—自由原則（自願）と現代的契約正義の原則を取り入れた。また「契約正義」という現代的課題を、今回の立法過程で一気に解決することができた。これは中国契約法が国際社会に接近した証である。

しかし他方、経済政策の転換期にあって、社会主義性（計画契約）を残した。こうした中国契約法の特殊な国内経済事情は一朝一夕には解決できないと思われる。そして自由と正義が衝突するとき、社会主義制度が存在する以上、つねに個人の自由を犠牲にして国家または社会正義を優先するという事態が起こりかねない。統一契約法の運用を通して、市場原理がどのくらい中国経済社会に浸透していくのかを注目したいと思う。

注

¹ この論文は河北省社会科学基金プロジェクト「『詩経』と中国先秦時期民事法律研究」に関する研究成果の一部である（プロジェクト番号 HB16WX004）。

² 改正前の経済契約法第56条：「国務院関係する部門および各省・市・自治区の自民政府は、本法に基づき、実施条例を設定し、国務院に報告しその許可を求めることができる。」

³ 指令性は指令性計画あるいは命令性計画とも言うことであり、つまり上層部から管轄関係により下関係部門、また個人に下達された計画任務のことである。計画経済体制の下で幅広く運用され、市場経済体制以来は縮小する傾向である。

⁴ 商品発注任務を規範化すべく、2002年6月29日に全9章88条からなる「中華人民共和国政府購入法」が公布された（実施は2003年1月1日）。

⁵ 1982年7月1日に実施された「中華人民共和国経済契約法」のことである。

⁶ 近代市民社会理念の生成は、イギリス・清教徒革命（1642）、名誉革命の権利章典（1688）、アメリカ・独立戦争の独立宣言（1775）、フランス・フランス革命の人権宣言（1785）などの形で結実した。

参考文献

1. 武增『中華人民共和國立法法解讀』中国法制出版社 2015 年。
2. 鄭夫蓉『中国物權變動法制的構造と理論:日本法との双方向的比較の視点から』日本評論社 2014 年。
3. 瀬々敦子『中国民商法の比較的考察:契約法、会社法、信託法、投資関係法の国際的位相』晃洋書房 2010 年。
4. 王晨「中国契約法典の設定から見た自由と正義」『法学雑誌』2002 年 48 頁。
5. カールマルクス著、宮川實訳『資本論』(学習版) 1997 年 1111 頁。
6. 梁慧星『中国契約法起草過程的問題点』『法学』1996 年第 2 期 16 頁。
7. 張広興「中華人民共和國契約法起草」『法学研究』1995 年第 5 期 13 頁。
8. 梁慧星「中国統一契約法の起草(下)」『国際商事法務』26 卷 2 号 109 頁。
9. 徐崇壁「市場経済与我国涉外経済立法導向」『法学研究』1994 年第 6 期 37 頁。
10. 王澤鑒「台湾民法と市場経済」『法学研究』1993 年 2 期 63 頁。
11. 梁慧星「實際履行原則研究」『法学研究』1987 年第 2 期 39 頁。
12. 催建远「中国民法の漏れ及び補足」『吉林大学社会科学誌』1995 年 1 期 8 頁